

# 令和4年度横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業の受託事業者募集要領

## 1 趣旨

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭等の安定を図ることを目的とするひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。

本事業の実施にあたり、適切な家庭生活支援員を確保し、専門的知識をもってサービスの提供を行うことができる事業者を募集します。

## 2 受託業務の概要

以下の資料に定めるとおりとします。

- (1) 令和4年度横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託 仕様書
- (2) 令和4年度横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託 単価表

## 3 受託者の要件

(1)及び(2) の要件を満たし、本事業の受託を希望する事業者とします。

- (1) 次のすべての要件に該当する事業者であること
  - ア 令和3, 4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿において、営業種目「333 福祉サービス」を登録していること
  - イ 所在地区分は「市内」又は「準市内」、規模は「中小企業」又は「その他」であること
- (2) 次のいずれかの条件を満たす事業者であること
  - ア 介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定を受けていること
  - イ 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟していること
  - ウ 保健師、助産師、看護師、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者をもって育児支援事業を実施していること

## 4 受託申込み手続き等

### (1) 提出書類

- ア 受託申込書（要領－1） 1部
- イ 受託要件確認書類（要領－2） 1部  
※ア、イは当ホームページからダウンロードしてください。
- ※受託要件確認書類中に記載のある添付書類をそれぞれ一部ずつご提出ください。
- ウ 受託希望者の概要がわかるパンフレット、定款等 1部  
※該当する事業者のみご提出ください。

### (2) 提出期限

令和4年2月22日（火）17時必着（郵送又は直接持参してください。）

### (3) 提出先

横浜市こども青少年局こども家庭課こども家庭係（市庁舎 13階）  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

#### (4) 質問について

本件について質問がある場合は、質問票（要領－3）に記入し、令和4年2月8日（火）までにEメール（[kd-kokatei@city.yokohama.jp](mailto:kd-kokatei@city.yokohama.jp)）で送付してください。  
回答は、令和4年2月15日（火）に当ウェブページに掲載します。

### 5 契約手続き等

#### (1) 要件確認結果通知

受託申出者に対し、令和4年3月1日（火）までに、受託要件の確認の結果をEメールにより通知します。

#### (2) 見積書の提出

受託要件を満たした受託申込者は、見積書を提出してください。

提出期限：令和4年3月15日（火）17時必着（郵送又は直接持参してください。）

提出先：横浜市こども青少年局こども家庭課こども家庭係（市庁舎 13階）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

### 6 スケジュール

時 期	手 続き 等
令和4年2月1日（火）	受託申込書の提出及び質問の受付開始
令和4年2月8日（火）	質問の受付期限
令和4年2月15日（火）	質問への回答
令和4年2月22日（火）	受託申込書の提出期限
令和4年3月1日（火）	受託要件確認結果通知
令和4年3月15日（火）	見積書の提出期限
令和4年4月1日（木）	契約締結

### 7 問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども家庭課こども家庭係

電話：045（671）2390

Eメール：[kd-kokatei@city.yokohama.jp](mailto:kd-kokatei@city.yokohama.jp)

### 8 議会の議決

本要項に基づく受託事業者の募集は、本事業の実施に係る令和4年度の予算案が、横浜市会において可決されることにより成立します。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募及びその準備等に係る損害賠償等には一切応じられません。

# 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託 仕様書

## 1 委託内容

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という）及び横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領（以下「要領」という）に基づき、派遣対象世帯につき1名の家庭生活支援員（ヘルパー等）を派遣し、家事援助又は育児援助の提供を行う。

## 2 対象者

横浜市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦

（「母子家庭」、「父子家庭」及び「寡婦」の定義は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に基づく。）

## 3 派遣事由

- (1) 社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由）
- (2) 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）
- (3) 生活環境が激変し日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合（離婚等）
- (4) 就業等の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な場合（小学生以下の児童を養育しているひとり親家庭に限る。）

※ (4)を除き、一時的な支援事業のため、年間を通しての継続的な事由は、該当しない。ただし、派遣対象世帯が他の手段を考える間の一時的な派遣は可能である。恒常に派遣対象世帯の日常生活に支障が出ている場合は、区役所への相談を勧める等の対応が必要のため、横浜市に報告する。

## 4 提供するサービス内容

- (1) 支援の種類は、「生活援助」と「子育て支援」とし、次の援助又は支援を行うものとする。（詳細は別表1（仕様書の5頁）を参照）
  - ア 乳幼児の保育
  - イ 児童の生活指導
  - ウ 食事の世話
  - エ 住居の掃除
  - オ 身の回りの世話
  - カ 生活必需品の買い物
  - キ 医療機関等との連絡
  - ク その他必要な用務
- (2) 派遣対象世帯の児童が病時（以下「病児」という。）における子育て支援については、次に定める要件のいずれも満たす場合に、実施することとする。ただし、要件のいずれも満たしていない場合、受託者が状況確認の結果支援の実施が適当でないと判断される場合には、支援を実施しないことができる。
  - ア 医師の診断を受けていること
  - イ 強い感染性をもたないこと
  - ウ 支援依頼時に症状が落ちついていること（原則として急性期でないこと）
  - エ 家庭生活支援員が看護できる程度であり、投薬する必要がないこと
  - オ 緊急時に利用者が対応できること
  - カ 支援依頼時に横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業病児子育て支援問診票・利用者同意書（第7号様式）（要領）を利用者が提出すること

## 5 実施場所

- (1) 生活援助

当該世帯の居宅

※ 当該世帯の居宅で行う子育て支援は、「生活援助」に分類される。

- (2) 子育て支援  
ア 家庭生活支援員の居宅  
イ 講習会等職業訓練を受講している場所  
ウ その他ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

## 6 派遣時間帯区分

- (1) 通常時間：9時～18時  
(2) 早朝・深夜等：18時～翌9時  
※ 宿泊（22時～翌5時）する場合については、「宿泊」の区分を適用する。  
※ 当該世帯の居宅における宿泊を伴う生活援助は実施しない。  
※ 5 (2) イ及びウで実施する場合は、「講習会会場等」の区分を適用する。

## 7 家庭生活支援員の条件・人数

- (1) 条件  
ア 生活援助にあたる者は、以下のいずれかに該当する者とする。  
a 介護職員初任者研修を修了した者  
b 旧介護保険法による訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研修を修了した者  
c 生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者  
※ ただし、親の不在時で2歳以下の子がいる場合は、イの条件にも該当する者とする。  
イ 子育て支援にあたる者は、受託者が実施する国が定める子育て支援に関する一定の研修（別表2（仕様書の6頁）参照）（※）を修了又は保育士の資格を有すること。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙2（仕様書の6頁）の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とする。ただし、公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター資格認定試験に合格し、認定ベビーシッターとして認定証の交付を受けた者についてはこの研修を免除することができる。
- (2) 人数  
家庭生活支援員として派遣できる人数を(1)アについては概ね3名以上、(1)イについては1名以上それぞれ確保すること。

## 8 支援期間

- 派遣対象世帯において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲内とする。ただし、原則1か月10日、一年度あたり240時間までとする。  
※ 1日（0時～24時）に2回派遣した場合は、1日とカウントする。  
※ 派遣時間が翌日にまたがる場合は、2日とカウントする。

## 9 委託料

- (1) 家庭生活支援員手当  
単価契約（実績払）とする。なお、以下の経費は、単価に含むものとする。  
ア 支援活動中の事故等に備え加入する保険料（ただし、受託者が既に独自に保険へ加入しており、当事業の事故等もそれで対応できる場合は、新たに加入する必要はない。）  
イ 家庭生活支援員を派遣するにあたり発生する下記の往復交通費  
生活援助：事業者所在地～利用者居宅間の往復交通費  
子育て支援：事業者所在地～支援場所間の往復交通費
- (2) 事務費  
単価契約（実績払）とする。なお、1回の派遣につき1回分を支払うものとする。  
※ 派遣時間が翌日にまたがる場合でも、1回の派遣とカウントする。

## 10 派遣対象世帯の登録

- (1) 受託者は、派遣対象となる世帯から登録必要書類を提出してもらい、あらかじめこの事業の利用を希望するものを登録した名簿を作成する。  
また、新規登録、再登録にかかわらず、登録した世帯に「利用規定」を配付し、当該事業の利用に関する説明を行い、登録後その登録情報をこども家庭課に報告する。
- (2) 前項に規定する登録必要書類は次のとおりとする。
- ア 日常生活支援事業登録申込書
  - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用区分等証明書のコピー
  - ウ 勤務証明書（支援を希望する理由が所定労働時間外の就業（小学生以下の児童を養育しているひとり親）の場合）

## 11 派遣対象世帯の更新

- (1) 受託者は、毎年1月に派遣対象世帯に10(2)に規定する書類の提出又は提示を求め、変更事項の確認及び派遣等対象家庭名簿の更新をする。
- (2) 受託者は、派遣対象世帯から母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書変更・失効通知書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用区分等証明書変更・失効通知書の写しを受理したときは、変更事項の確認及び派遣等対象家庭名簿の更新をする。

## 12 派遣の通知

受託者は、派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭から要請があった場合は、派遣等の要否を審査し決定した上で、派遣対象世帯へその結果を通知する。

## 13 派遣後の確認

家庭生活支援員は、支援を実施した時は、その都度、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用確認書（第6号様式）（要領）に、派遣対象世帯による確認印の押印又は署名を受けなければならない。

## 14 利用料等

- (1) 利用者の利用料及び下記のア及びイに掲げる費用については、受託者が利用者からその都度徴収するものとする。徴収にあたっては、領収証を発行する。
- ア 利用者の都合により、受託者が定める期日以降にサービスの利用を中止した場合に受託者が定める費用（キャンセル料）  
※ ただし、事前に利用者に期日、金額等を説明すること。
  - イ 家庭生活支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合における当該交通費等の実費相当額

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援 【実施場所】家庭生活支援員の居宅、職業訓練を受講している場所等	生活援助 【実施場所】利用者の居宅
生活保護世帯、 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

- (2) 利用時間は1時間を単位とする。ただし、利用者の都合によりやむを得ず利用時間に端数が生じるときは、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げた利用料を利用者から徴収する。

## 15 利用状況の報告及び委託料の請求

受託者は、家庭生活支援員の派遣を行った場合は、次の書類を作成し、当該月の翌月20日までに横

浜市長へ派遣状況を報告の上、委託料を請求しなければならない。

- (1) 請求の内訳等を記載した書類（月報等）
- (2) 派遣状況報告書（第1号様式）（要綱）
- (3) 派遣状況報告書（個票）（第2号様式）（要綱）
- (4) 13に定める利用確認書（原本）
- (5) 派遣対象世帯の登録書類等の写し（登録後の初回派遣月、更新後の初回派遣月及び変更後の初回派遣月）

※ 派遣状況報告書は、毎月派遣対象世帯ごとに行い、1回の派遣時間に端数が生じるときは、30分以上を繰り上げ、30分未満を切り捨てるものとする。また、早朝から深夜まで引き続き派遣した場合は、先に通常時間分（9時間分）を引くものとする。

※ 派遣状況報告書（個票）は、派遣した月の派遣対象世帯ごとに記入し、派遣終了時又は契約終了時に原本を提出し、それ以外は写しを提出するものとする。

## 16 派遣対象世帯への指導

- (1) 受託者は、派遣事由が3(4)の場合を除き、家庭生活支援員派遣期間中に派遣対象世帯の自立及び派遣事由の解消等が見込めない場合（派遣対象世帯が同一の事由でおおむね6か月継続して利用している場合等）は、派遣対象世帯にこども青少年局こども家庭課に相談するよう指導を行う。  
また、横浜市から送付される「利用状況調査票」または「利用状況再調査票」を確認し、横浜市等と連携して、必要に応じて当該世帯に対して区役所や児童相談所への相談を勧める等の指導を行うとともに、利用状況の管理を行う。
- (2) 受託者は、派遣対象世帯が登録申込書に記載した「支援を希望する期間」を超えて利用を希望する場合、当該世帯に対し、当初申出期間の満了日までに「利用期間更新届出書」を提出するよう指導を行う。

## 17 スタッフ体制

事業実施にあたっては次のとおりスタッフを配置すること。

- (1) 受託業務の実施責任者を配置すること。
- (2) 旧訪問介護員（ホームヘルパー）1級以上の資格を有する者又は介護職員実務者研修を修了した者、保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有する者を配置し、家庭生活支援員の相談指導体制を確保すること。
- (3) 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

## 18 調査等

受託者は、横浜市から指示のあった場合は、受託業務についての調査や、求められた事項の報告に応じなければならない。

## 19 事故及び損害の責任

- (1) 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (2) 受託者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、速やかに、書面により、横浜市へ報告しなければならない。

## 20 個人情報の保護

この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 21 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

この契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 22 その他

この仕様書に特に定めのない事項及び不明な点については、別途協議して決定する。

別表1 サービス内容の詳細（※■については、不可）

	お手伝いするもの	お手伝いしないもの
子育て支援	<p>ア 乳幼児の保育  <input type="checkbox"/>授乳  <input type="checkbox"/>湯沸かし・ポット等への移し替え  <input type="checkbox"/>粉ミルク調合  <input type="checkbox"/>ほ乳瓶の洗浄・煮沸・煮沸後のかたづけ  <input type="checkbox"/>②おむつ交換  <input type="checkbox"/>おむつ交換  <input type="checkbox"/>ベビー布団の用意・かたづけ  <input type="checkbox"/>③もく浴介助  <input type="checkbox"/>ベビーバスの用意・かたづけ  <input type="checkbox"/>もく浴介助  <input type="checkbox"/>乳児のふき取り  <input type="checkbox"/>④適切な育児環境の整備  <input type="checkbox"/>エアコンの温度調節、窓あけ・カーテンによる室温調節  <input type="checkbox"/>ベビー布団を干す  <input type="checkbox"/>乳児の着替え  <input type="checkbox"/>⑤その他の必要な子育て支援  <input type="checkbox"/>乳児の着替え  <input type="checkbox"/>食事、おやつの準備、提供、後かたづけ  <input type="checkbox"/>昼寝準備、読み聞かせ  <input type="checkbox"/>兄弟児の遊び相手（居宅内）  <input type="checkbox"/>保育園等への送迎</p> <p>※その他の支援も必要な場合に限ります。  ※公共交通機関に要した実費は利用者負担です。  ※原則、支援が必要な児童が一人の場合に限ります。</p> <p>イ 児童の生活指導  <input type="checkbox"/>衣類の着脱  <input type="checkbox"/>洗面・手洗い、排泄</p>	<p>④適切な育児環境の整備  ■ベビーベット、乳児用玩具の組立て取付け等</p> <p>⑤その他の必要な子育て支援  ■兄弟児の遊び相手（居宅外）  ■保育園等への送迎のみの利用</p>
生活援助	<p>ウ 食事の世話（食事の準備及び後かたづけ）  <input type="checkbox"/>調理  <input type="checkbox"/>配ぜん・かたづけ・テーブル拭き・皿洗い</p> <p>エ 住居の掃除  <input type="checkbox"/>リビング・居間・寝室・台所の軽易な掃除  <input type="checkbox"/>新聞・雑誌等の軽易なかたづけ  <input type="checkbox"/>トイレ・風呂・洗面所の軽易な掃除  <input type="checkbox"/>玄関・ベランダの軽易な掃除</p> <p>オ 身の回りの世話  <input type="checkbox"/>衣類の洗濯（洗濯機を回す、物干し）  <input type="checkbox"/>洗濯物をたたむ、洗濯物のタンス等へのかたづけ  <input type="checkbox"/>アイロンがけ、裁縫（ボタン付け等）  <input type="checkbox"/>布団を干す</p> <p>カ 生活必需品の買物  <input type="checkbox"/>スーパー、コンビニなどの食材・日用品の買い物  ※公共交通機関に要した実費は利用者負担です。  ※子育て支援との併用はできません。</p> <p>キ 医療機関等との連絡  <input type="checkbox"/>医療機関との連絡  <input type="checkbox"/>郵便局・ポストへの郵便物の持込み  ※公共交通機関に要した実費は利用者負担です。  ※子育て支援との併用はできません。</p> <p>ク その他必要な用務</p>	<p>エ 住居の掃除  ■リビング・居間・寝室のエアコンの掃除  ■ガスコンロ・シンク・冷蔵庫等の掃除  ■庭の掃除・水まき</p> <p>カ 生活必需品の買物  ■自動車の給油・洗車</p> <p>キ 医療機関等との連絡  ■銀行への振り込み、引き出し等</p> <p>ク その他必要な用務  ■引っ越しに伴う荷造り、荷解き、後片付け</p>

別表2 子育て支援に関する一定の研修（国の基準）

研修科目	時間
I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） (考え方) 0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	3時間
② 学童期の発達	3時間
③ 児童にとっての遊び	3時間
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） (考え方) 0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をはじめて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④ 児童の病気	3時間
⑤ 緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥ 児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況（講習Ⅲ） (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6時間
⑦ 現代の子育て事業	3時間
⑧ 研修全体のまとめ	3時間
合 計	27時間

1 家庭生活支援員手当 (1)生活援助 (円)

種 別 ・ 種 目	単 位	単 価
生活援助 A (通常時間)	時間	2,460
生活援助 B (通常時間)	時間	2,310
生活援助 C (通常時間)	時間	2,160
生活援助 A (早朝・深夜等)	時間	3,390
生活援助 B (早朝・深夜等)	時間	3,240
生活援助 C (早朝・深夜等)	時間	3,090

1 家庭生活支援員手当 (2)子育て支援 (円)

種 別 ・ 種 目	単 位	単 価
子育て支援 A (通常時間)	時間	1,220
子育て支援 B (通常時間)	時間	1,150
子育て支援 C (通常時間)	時間	1,070
子育て支援 A (早朝・深夜等)	時間	1,690
子育て支援 B (早朝・深夜等)	時間	1,620
子育て支援 C (早朝・深夜等)	時間	1,540
子育て支援 A (宿泊)	回	5,950
子育て支援 B (宿泊)	回	5,880
子育て支援 C (宿泊)	回	5,800
子育て支援 A (講習会会場等)	時間	1,670
子育て支援 B (講習会会場等)	時間	1,600
子育て支援 C (講習会会場等)	時間	1,520

\* A 生活保護世帯、市民税非課税世帯

B 児童扶養手当支給水準世帯

C 上記以外の世帯

2 事務費 (円)

種 別 ・ 種 目	単 位	単 価
事務費	回	300

(要領 - 1 )

令和4年 月 日

横浜市契約事務受任者

業者コード

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 受 託 申 込 書

次の件について、受託を申し込みます。

件名：横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託

連絡担当者

所属：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

## 受託者要件 確認書類

該当する項目にチェック☑し、下線部（\_\_\_\_）に必要事項を記入してください。  
また、必ず必要な添付資料を合わせてご提出ください。

### 1 募集要領3について

- 介護保険法で規定する訪問介護事業所の指定を受けている場合

事業者番号：\_\_\_\_\_

事業所名称：\_\_\_\_\_

※複数ある場合は、代表1か所をご記入ください。

※提出書類：介護保険法の規定に基づく訪問介護事業所の指定通知書の写しを添付してください。（有効期限が受託期間に該当するもの。更新手続き中の場合は、申請書等の写し等。）

- 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している場合

事業所名称：\_\_\_\_\_

- 看護師等資格を有する者をもって育児支援事業を実施している法人（特定非営利活動法人の資格を有している事業者を含む。）の場合

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

※複数いる場合は、代表する1名をご記入ください。

※提出書類：資格を証する免許等の写しをご提出ください。

### 2 仕様書7について

#### 家庭生活支援員数（予定数）

※アは3人以上 及び イは1人以上の家庭生活支援員の確保が必要です。

#### ア 生活援助（利用者宅で実施、利用者宅で実施する子育て支援）【3人以上確保】

- \_\_\_\_\_人（次のいずれかに該当する者。①介護職員初任者研修を修了した者②旧介護保険法による訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研修を修了した者③生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者）

代表する3人をご記入ください。

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

※提出書類：代表する3人の資格を証する免許等の写しをご提出ください。

なお、受託した場合は、全員の資格を証する免許等の写しをご提出いただきます。

**イ 子育て支援（利用者宅以外で実施）【1人以上確保】**

- \_\_\_\_\_人（保育士資格保有者）  
\_\_\_\_\_人（受託者が実施する国が定める子育て支援に関する一定の研修修了者）  
\_\_\_\_\_人（受託者が実施する国が定める子育て支援に関する一定の研修修了予定者）  
\_\_\_\_\_人（公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター資格認定試験に合格し、認定ベビーシッターとして認定証の交付を受けた者）

代表する1人をご記入ください。

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

※提出書類：代表する1人の資格を証する免許等の写しをご提出ください。

なお、受託した場合は、全員の資格を証する免許等の写しをご提出いただきます。

※受託者が実施する国が定める子育て支援に関する一定の研修修了予定者のみの場合は、令和4年5月末までに研修を修了し、家庭生活支援員を1人以上確保してください。

**3 予定する実施体制**

**(1) 受託業務の実施責任者**

部署名：\_\_\_\_\_

職氏名：\_\_\_\_\_

**(2) 相談指導体制**

有資格者氏名：\_\_\_\_\_

資格を証する免許等 種類：\_\_\_\_\_

※提出書類：資格を証する免許等の写しをご提出ください。

**(3) 苦情相談窓口**

■苦情受付責任者

部署名：\_\_\_\_\_

職氏名：\_\_\_\_\_

■苦情解決担当者

部署名：\_\_\_\_\_

職氏名：\_\_\_\_\_

#### 4 事業実施予定

事業運営の参考とさせていただくため、お手数ですが、次の項目についてご回答ください。

(1) 派遣可能な地域

- 横浜市全域  
 横浜市一部地域  
     鶴見区    神奈川区    西区    中区    南区    港南区  
     保土ヶ谷区    旭区    磯子区    金沢区    港北区    緑区  
     青葉区    都筑区    戸塚区    栄区    泉区    濱谷区

(2) ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用できる日

- 年中無休【 お盆を除く    年末年始を除く】  
 \_\_\_\_\_曜日から\_\_\_\_\_曜日【 祝、祭日を除く    お盆を除く    年末年始を除く】  
 その他（具体的に\_\_\_\_\_）

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用できる時間

- 24時間  
 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ (24時間で記入)  
 その他（具体的に\_\_\_\_\_）

※ 国が本事業の利用条件を一部緩和したことに対応して、横浜市でも、令和2年4月から小学生以下の児童を養育しているひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定労働時間内の就業を除く。）に定期的な利用を可能となります。

そのため、可能ならば夜間の利用にもご対応いただきたいと、ご検討をお願いいたします。

例えば、基本的には18時までだが上記緩和条件に該当する場合のみ夜間の利用に対応するなどもご検討ください。

(要領 - 3 )

令和4年 月 日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

## 質 問 票

業務名：横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業委託

### 質 問 事 項

記入者

担当部署

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

E-mail

※ 質問は、簡潔、明瞭に記載してください。

※ 質問の趣旨を確認するため、担当者あてに照会をする場合があります。